

近畿中国森林管理局における 保護林の見直しについて (案)

近畿中国森林管理局 計画課

1 保護林の見直しの趣旨

制度改正の趣旨

○保護林制度の最終改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

○これに伴い保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築する。



保護林等の見直し

○近畿中国森林管理局における保護林やその管理体制についての見直しを行う。

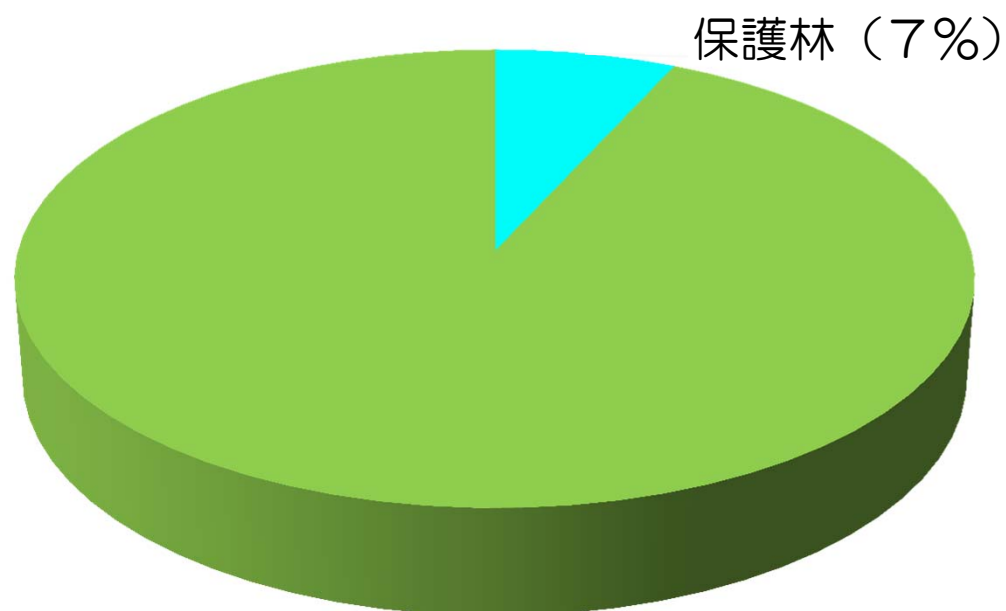
○保護林の見直しについては、平成27年度から3年をかけて地域管理経営計画等の策定・変更により順次行う。

2 近畿中国森林管理局の保護林の現状

国有林野面積と保護林面積

	面 積 (ha)	割 合	箇所数
国有林野	311,071		
保護林	21,183	7%	78

注：平成27年4月1日現在。上記以外に27年度新設予定3箇所（142ha）がある。

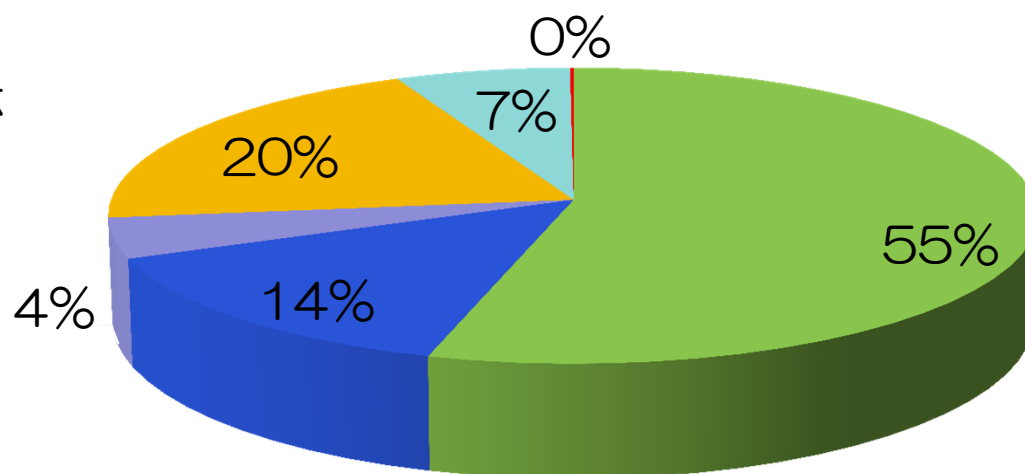


保護林の区分別面積

保 護 林	面 積(ha)	割 合	箇 所 数
森林生態系保護地域	11,633	55	3
森林生物遺伝資源保存林	3,012	14	3
林木遺伝資源保存林	937	4	21
植物群落保護林	4,132	20	44
特定動物生息地保護林	1,440	7	6
特定地理等保護林	30	0	1
郷 土 の 森	0	0	0
合 計	21,183	100	78

注：平成27年4月1日現在。上記以外に27年度新設予定3箇所（142ha）がある。

- 森林生態系保護地域
- 森林生物遺伝資源保存林
- 林木遺伝資源保存林
- 植物群落保護林
- 特定動物生息地保護林
- 特定地理等保護林
- 郷土の森



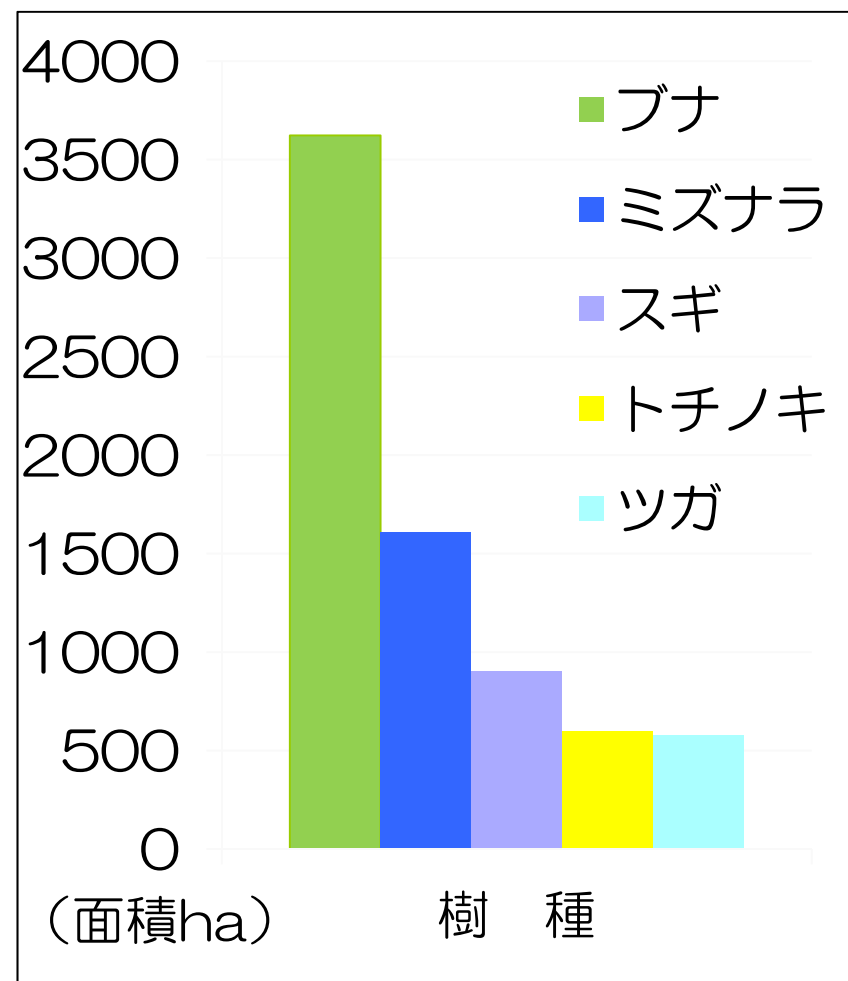
森林生態系保護地域等の概要

保護林名称	位 置	設 定 目 的
白山森林生態系保護地域	石川県	白山周辺に存在する国有林の中で、この地域を代表する原生的な天然林を保存する。
大杉谷森林生態系保護地域	三重県	大台ヶ原山の北東側に当たる大杉谷国有林の中に残されている原生的な天然林を保存する。
大山森林生態系保護地域	鳥取県	大山周辺に存在する国有林の中で、この地域を代表する原生的な天然林を保存する。
犀川源流森林生物遺伝資源保存林	石川県	犀川源流地域における自然環境がよく保存された森林において、生物の遺伝資源の保存を図る。
黒蔵谷森林生物遺伝資源保存林	和歌山県	黒蔵谷地域における自然環境がよく保存された森林において、生物の遺伝資源の保存を図る。
池郷森林生物遺伝資源保存林	奈良県	池郷川上流部域における自然環境がよく保存された森林において、生物の遺伝資源の保存を図る。

主な保護対象樹種(植物群落保護林、林木遺伝資源保存林)

樹 種	面積(ha)
ブナ	3, 6 2 3
ミズナラ	1, 6 0 9
スギ	9 0 1
トチノキ	5 9 8
ツガ	5 7 9

注：面積は樹種ごとに保護林面積全部を計上（重複計上）。

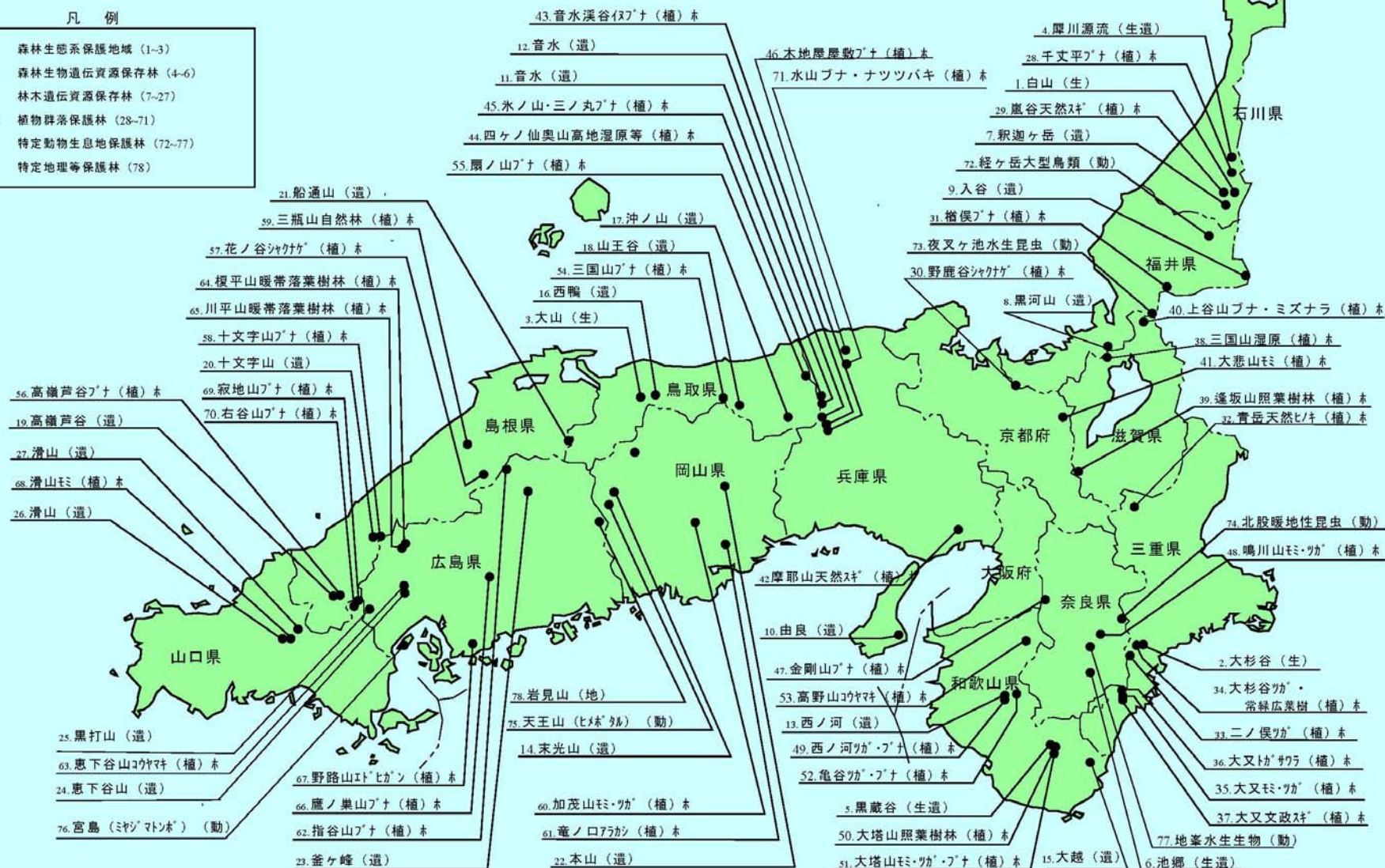


平成27年4月1日現在

近畿中国森林管理局管内の保護林

凡 例

- | | |
|-------|--------------------|
| (生) | 森林生態系保護地域 (1-3) |
| (生遺) | 森林生物遺伝資源保存林 (4-6) |
| (遺) | 林木遺伝資源保存林 (7-27) |
| (植) 林 | 植物群落保護林 (28-71) |
| (動) | 特定動物生息地保護林 (72-77) |
| (地) | 特定地理等保護林 (78) |



3 近畿中国森林管理局における保護林の成果

○先駆的な保護

大正から昭和初期に設定した保護林の多くが、のちに制定された自然公園や天然記念物に設定された。このように、保護林は我が国における保護地域の基礎を構築した。

- ・近畿中国森林管理局では戦前から学術参考保護林を設定（現行保護林のうち9箇所）



音水林木遺伝資源保存林（兵庫県宍粟市） 高野山コウヤマキ植物群落保護林（和歌山県高野町）
昭和7年8月設定



大正7年9月設定

○持続的な森林林業への貢献

保護林を設けることで、利用すべき森林と保護すべき森林を明確化し、林業と自然保護が共存した森林の経営を実践することで持続可能な森林経営の確立に貢献した。

- ・近畿中国森林管理局では国有林野の7%、21,183haを保護林に設定。

○世界自然遺産等の保護担保

原生的な森林を厳格に維持してきた結果、世界自然遺産や生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves。国内ではユネスコエコパークと称する。7箇所が登録）

（注）への登録が実現した。

- ・近畿中国森林管理局管内では、次の2箇所が登録されており、拡張登録申請中。

①白山森林生態系保護地域を含む地域が白山BR

②大杉谷森林生態系保護地域を含む地域が大台ヶ原・大峰山BR(大台ヶ原・大峯山・大杉谷BRに改称予定)

注：生物多様性の保全、持続可能な開発、学術研究支援を目的として1976年にユネスコが一事業として開始。

世界遺産が手つかずの自然を守ることを原則とする一方、BRは生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）が目的。

（参考）BRに係る国有林面積

BRの名称	現行面積	申請面積	うち保護林
白山	17,949	25,392	7,953
大台ヶ原	7,832	11,523	2,620



白山山系（石川県白山市）

○戦略的な森林生態系の保護

- 多様な生態系の保全

我が国の気候区分ごとに代表的な森林生態系を維持し、我が国の森林生態系の骨格を形成している。

大山森林生態系保護地域



(鳥取県大山町ほか)

夜叉ヶ池水生昆虫生息地保護林
(ヤシャゲンゴロウの保護)



(福井県南越前町)

- 希少種保護

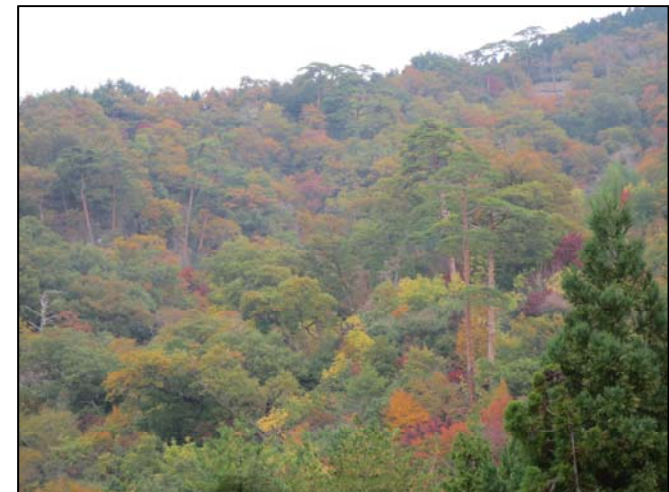
希少な野生生物の生育・生息地や、種の北限地、南限地の保護など、小規模であってもきめ細やかな保護林を設定することで生物多様性を温存している。

- 遺伝子保存

多様な森林生物の遺伝子を生育域内で維持し、将来的な種苗や利用等の可能性を有する森林資源を確保している。

滑山林木遺伝資源保存林

(保護対象樹種：アカマツ、ブナ、コナラ、
アカシデ、ミズナラ)



(山口県山口市)

4(1) 森林生態系保護地域の設定

○目的

我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理する

○設定の基本的考え方

- ① 我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ha以上の規模を有するもの
- ② 島嶼、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ha以上の規模を有するもの

○取扱い

〔保存地区〕

原則として人為を加えず自然の推移に委ねる。

〔保全利用地区〕

原則として人為を加えず自然の推移に委ねる。(人工林は天然林への移行を図る)

○近中局の方向性

原則として、現行の森林生態系保護地域を移行させる。

〔課題1〕

白山、大杉谷、大山の各森林生態系保護地域3箇所が該当するが、このうち、大杉谷森林生態系保護地域は面積が1,391haで、新たな設定の基本的考え方の①の面積に満たない。

4(2) 生物群集保護林の設定

○目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理する

○設定の基本的考え方

- ① 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ha以上の規模を有するもの
- ② 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ha以上の規模を有するもの

○近中局の方向性

原則として、現行の森林生物遺伝資源保存林を移行させる。

〔課題2〕

犀川源流、黒蔵谷、池郷の各森林生物遺伝資源保存林3箇所が該当するが、そのほかにも、面積300ha程度以上の規模を有する保護林が6箇所設定されている。

- ・千丈平ブナ植物群落保護林
- ・氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林
- ・宮島特定動物生息地保護林
- ・上谷山ブナ・ミズナラ植物群落保護林
- ・三国山ブナ植物群落保護林
- ・鳴川山ウラジロモミ・コメツガ植物群落保護林

4(3) 希少個体群保護林の設定

○目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理する

○設定の基本的考え方

次の1項目以上に該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域

- ① 希少化している個体群
- ② 分布限界域等に位置する個体群
- ③ 他の個体群から隔離された同種個体群
- ④ 遺伝資源の保護を目的とする個体群
- ⑤ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群
- ⑥ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群
- ⑦ その他保護が必要と認められる個体群

4(3) 希少個体群保護林の設定

○近中局の方向性

原則として、現行の林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林のうち、面積5ha以上のものを移行させる（生物群集保護林への移行を検討すべきものを除く）。

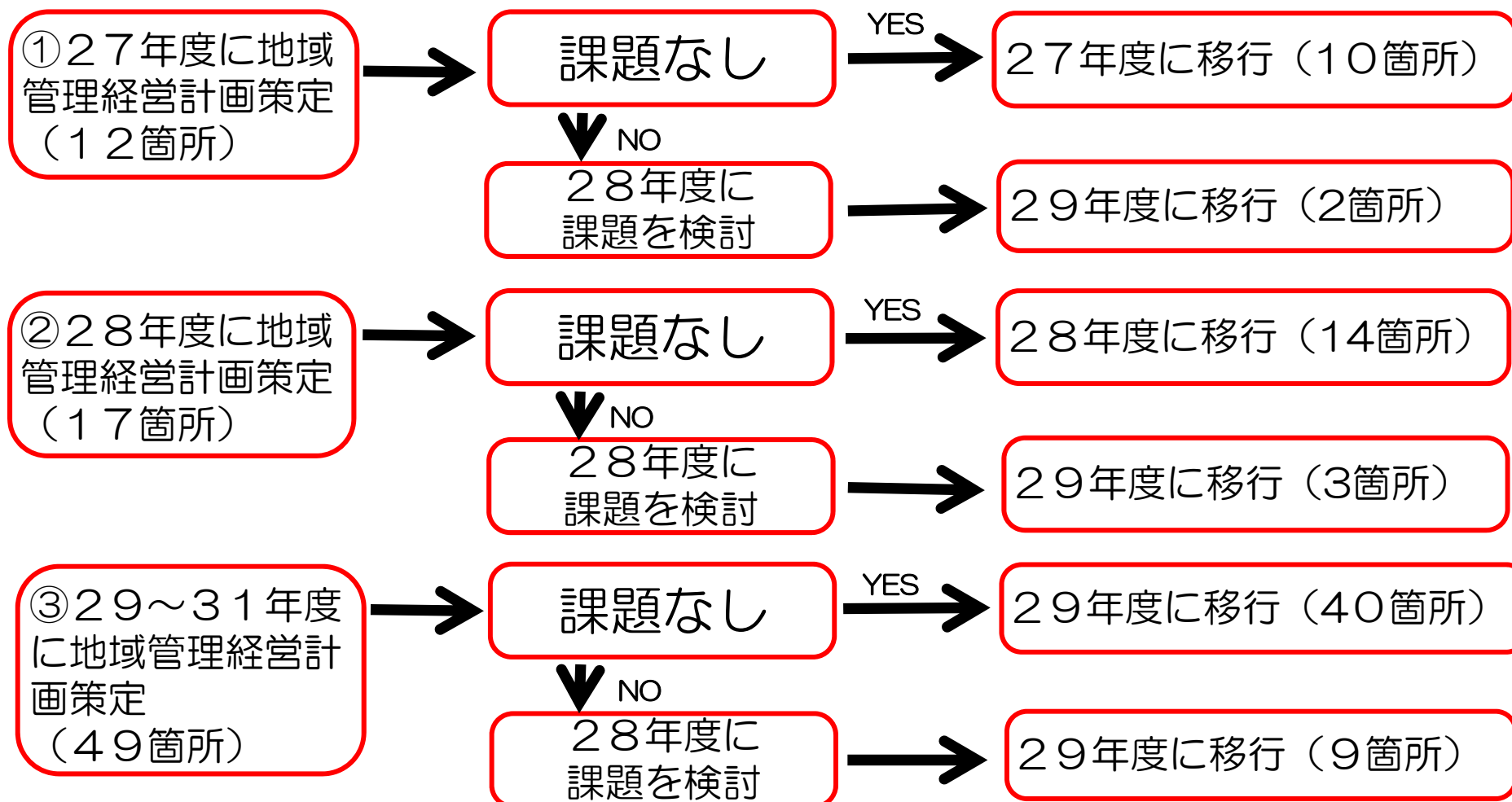
〔課題3〕

林木遺伝資源保存林21箇所、植物群落保護林44箇所、特定動物生息地保護林6箇所が該当するが、このうち面積5haに満たない小面積の保護林が6箇所設定されている。

- ・野鹿谷シャクナゲ植物群落保護林
- ・大又文政スギ植物群落保護林
- ・四ヶノ仙奥山高地湿原等植物群落保護林
- ・恵下谷山コウヤマキ植物群落保護林
- ・鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林
- ・滑山モミ植物群落保護林

5 保護林区分の見直しの考え方

地域管理経営計画の策定に合わせて、3タイプに分け移行する



注：特定地理等保護林は原則廃止の方針が示されており、29年度までに対応を検討（岩見山特定地理等保護林）。

6 保護林モニタリング

○目 的

既設保護林の状況を的確に把握し、保護林の今後の適切な保全・管理に反映

○林野庁による制度改正

- ① モニタリング実施間隔の見直し（一律5年間隔であることを見直し）
- ② モニタリング方法の見直し（28年度に林野庁でモニタリング調査マニュアルを改正する予定）

○今後の対応

- ① 27年度は、これまでに引き続き既設保護林のモニタリング調査結果を基に、保護林の状況を確認し、今後の取扱方針を検討
- ② 28年度以降は、①に加え、保護林のモニタリング実施間隔の見直しや、必要に応じてモニタリング方法の見直しも検討

○部会の開催

上記の検討等のため、保護林モニタリング調査評価部会を設置

7 近畿中国森林管理局の保護林管理委員会のスケジュール（案）

検討項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
保護林の移行 （課題のないもの）	→ 27年度策定計画区の検討 （12月）	→ 28年度策定計画区の検討	→ 29～31年度策定計画区の 検討	
保護林の移行 （課題のあるもの）	→ 調査方法の検討（2月）	→ 調査	→ 調査 → 移行の検討	
既設保護林のモニタリング	→ 調査 → 評価（2月）	→ 調査 → 評価	→ 調査 → 評価	→ 調査 → 評価
生物群集保護林 の地帯区分			→ 調査方法の検討	→ 調査 → 地帯区分の検討
（関連事項） 地域管理経営計 画等への反映	→ 計画の策定	→ 計画の策定	→ 計画の策定・変更	→ 計画の策定・変更

注1：モニタリング実施期間の変更については、モニタリング調査の前年度に行う。

注2：上記以外に検討が必要な項目として、モニタリング実施間隔の変更、国際基準への対応、野生生物保護管理手法の導入、復元の導入、民有林との連携については、28年度以降に具体的なスケジュールを含めて検討を行う。

今後の保護林管理委員会の検討事項（案）

- 平成28年2月 保護林モニタリング調査評価等部会の開催
- ・ 27年度保護林モニタリング調査結果のとりまとめ及び今後の取扱方針について検討
 - ・ 保護林区分の見直しに係る調査方法の検討
- 平成28年9月頃 保護林管理委員会の開催
- ・ 27年度モニタリング調査結果等について報告
 - ・ 保護林の移行について検討
- （28年度策定計画区の保護林のうち課題のないもの）
- 平成29年2月頃 保護林モニタリング調査評価等部会の開催
- ・ 28年度保護林モニタリング調査結果のとりまとめ及び今後の取扱方針について検討
 - ・ 保護林区分の見直しに係る調査結果のとりまとめについて検討

上記以外に、国際基準の登録の考え方、モニタリング実施間隔の見直し等についても、林野庁の動向を見極めつつ検討していく予定。